

2026 年 7 月 7 日



各 位

会 社 名 株式会社 荏原製作所
代表者名 代表執行役社長 CEO 兼 COO 細田 修吾
(コード番号 6361 東証プライム市場)
問合せ先 執行役 CRO 中山 亨
(電話 03-3743-6111)

(開示事項の経過)

当社連結子会社に対する訴訟の判決（上告審）に関するお知らせ

2024 年 6 月 12 日付「(開示事項の経過) 当社連結子会社に対する訴訟の上告の提起及び上告受理の申立てに関するお知らせ」でお知らせしました、岐阜市が当社の連結子会社である荏原環境プラント株式会社に提起していた損害賠償請求訴訟について、最高裁判所の判決がありましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決に至る経緯

2015 年 10 月 23 日に、岐阜県岐阜市芥見の岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設において、当社連結子会社の荏原環境プラント株式会社（以下、「EEP」といいます。）による設備修繕作業中に火災事故が発生しました。なお、EEP は粗大ごみ処理施設に隣接するごみ焼却施設の運転管理業務を受託しています。

本事故の損害賠償に関し、岐阜市と対応を協議してまいりましたが、岐阜市から EEP に対し、43 億 62 百万円及びその遅延損害金の支払いを求める損害賠償請求訴訟が岐阜地方裁判所に 2019 年 1 月 31 日付で提起されました。その後、岐阜市が損害賠償請求金額を 46 億 92 百万円及びその遅延損害金に変更する訴えの変更の申立てを行いました。

岐阜地方裁判所は、2023 年 5 月 31 日に、EEP に対して 7 億 4845 万 4265 円及びこれに対する 2015 年 10 月 23 日から支払い済みまでの年 5 分の割合による遅延損害金の支払いを命じ、岐阜市のその余の請求を棄却する判決を言い渡しました。

2023 年 6 月 12 日、岐阜市及び EEP はこの判決を不服として名古屋高等裁判所に控訴し、同裁判所にて審理がなされておりましたが、2024 年 5 月 17 日に、①一審判決を修正し EEP は岐阜市に対して 6 億 580 万円及び 2015 年 10 月 23 日から支払日までの年 5 分の遅延損害金を支払うことを命じる、②別途 EEP が岐阜市に請求し①の事件と併合審理となっていた粗大ごみ暫定処理費用についても、一審の請求棄却判決を修正し岐阜市は EEP に対して 1 億 2205 万円及び 2018 年 5 月 19 日から支払日までの年 6 分の遅延損害金を支払うことを命じる、③訴訟費用は、5 分の 4 を岐阜市が負担し、5 分の 1 を EEP が負担する、との判決が言い渡されました。

EEP は控訴審判決を精査した結果、同判決を受入れ、上告及び上告受理申立てを行わないことといたしました。岐阜市は、2024 年 5 月 29 日に最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行い、最高裁判所で審理が行われておりました。

2. 判決のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：最高裁判所
- (2) 年月日：2026 年 7 月 7 日

3. 上告及び上告受理申立てを提起した者

- (1) 名称：岐阜市
- (2) 所在地：岐阜市司町 40 番地 1
- (3) 代表者：岐阜市長 柴橋 正直

4. 判決の概要

最高裁判所は、控訴審判決のうち EEP の岐阜市に対して支払いを命じる部分につき、控訴審判決の損害に関する計算方法（岐阜市が本事故発生により免れた本施設の運転管理費用を損害から差し引く方法）に誤りがあること、及び本事故で焼損した粗大ごみ処理施設の解体費用を損害に含めなかったことが誤りであり、解体費用のうち本件火災事故のうち相当因果関係のある損害等について更に審理を尽くさせるために、本事件を名古屋高等裁判所に差し戻しました。

5. 今後の見通し

今後、EEP にて差し戻し審について適切な対応をしてまいります。

現時点においては、本訴訟が業績に与える影響は軽微と判断しておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上